

高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る
事業者選考委員会の会議における傍聴についての要領

- 1 会議の日程は、原則として開催7日前までに高石市行政資料コーナーに掲示する。
- 2 傍聴者は、10名以内とする。
- 3 傍聴者の受付は、会議開催30分前からとし、傍聴希望者は、受付簿に住所、氏名を記載する。
- 4 傍聴希望者が10名を超えたときは、抽選で傍聴者を決定する。
- 5 当日の会議資料は、傍聴者には配布しない。